

税の公平性を保つために

差し押さえ等による滞納処分を強化しています

市では、以前から文書や電話、訪問による催告を行ったにも関わらず滞納となっている市税を回収するため、集中的に財産調査、差し押さえを実施しています。

納期限が過ぎて、まだ納税されていない方は速やかに納付してください。

財産調査
財産調査は、法律に基づき、本人への事前了承を得ずに実施します。個人情報保護法も適用されません。

差し押さえ
再三の催告にも関わらず納付されない場合は、財産調査で判明した財産（不動産、預貯金、給与、年金、生命保険、売掛金、国税還付金、自動車等）を差し押さえ、滞納している市税に充当します。

●預貯金や生命保険等がある場合、銀行や生命保険会社に対して取り立てます。

●自動車や不動産等は公売にかけます。（市ではインターネットを利用した公売を行っています。）

■納期内納付にご協力を
納税は国民の義務であり、納期内の自主納付が原則です。市税が納期限を過ぎても納付されない場合、滞納したこと



滞納処分の実例（軽自動車の差し押さえ）

になり、滞納処分の対象になります。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても同様です。十分ご注意ください。

■納期限を過ぎた場合は

法律で定められた延滞金を併せて納付していただきます。延滞金は、納期限の翌日から計算されます。

※延滞金の率は、最初の1か月が年利4.3パーセント（毎年変動）、それを過ぎると14.6パーセントになります。延滞金が1,000円を超えた時点から徴収が始まります。

なお、国税における延滞税の見直しに伴い、地方税にかかる延滞金の利率が、平成26年1月1日から変わります。

■納税に困ったときは、すぐにご相談を

事情により納期内の納付が困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。

問い合わせ
総務部税務課（社庁舎） ☎43-0398

不動産	21件 (20)
預貯金等の債権	205件 (225)
給与	52件 (31)
家宅捜索によるもの	6件 (6)
動産	※6件のうち2件は軽自動車の差し押さえ
合計	284件 (282)

平成24年度差し押さえ件数 ※()内は23年度件数

65歳以上の平成25年度介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、介護を必要とする人とその家族を社会全体で支えていくための制度です。

○介護保険料の決定通知について

今年度の介護保険料を4月1日現在の被保険者本人と世帯員の平成25年度市町村民税課税状況等で決定し、6月中旬頃に介護保険料決定通知書を郵送します。

年金からの天引きで納めている方(特別徴収)	確定した年間介護保険料から仮徴収分(4月・6月・8月※H25.2月と同額)を差し引き、残りの納期(10月・12月・2月)で分けて納めていただきます。
納付書や口座振替を利用している方(普通徴収)	確定した年間介護保険料から仮徴収分(4月)を差し引き、残りの納期(6月・8月・10月・12月・2月)で分けて納めていただきます。

○保険料は納め忘れのないようにしましょう

介護保険料を滞納されますと介護保険サービスを利用されるときに、サービス費の支払いが一旦全額負担になるなど給付の制限を受けることがあります。また、地方税の滞納処分の例（国税徴収法の規定に基づく）により、滞納処分（差し押さえ）を行うことがあります。介護保険料の納付が困難なときは高齢介護課にご相談ください。

問い合わせ 福祉部高齢介護課（レポートやしろ） ☎43-0440